

補正予算

主な内容は次のとおりです。

* () 内は補正額

一般会計

◆アワビ養殖施設整備事業

(19,800千円)

◆コールセンター誘致事業

(2,944千円)

◆心のケア充実対策事業

学校にこれまで配置していた臨床心理士2名に加え、ソーシヤルワーカー12名を配置します

(6,238千円)

◆「しま」への修学旅行推進事業費補助金

旭が丘小学校児童の竜崎への修学旅行に対し、県と竜崎市が補助します

(606千円)

◆最終処分場築堤工事

市最終処分場(釜川内)の築堤工事

(15,500千円)

国民健康保険事業特別会計

◆老人保健医療費拠出金

(9,278千円)

モーターボート競走事業会計

◆3条予算

オラレ島原開設に伴う経費と売上の増加、負担金の減など

(収入619,854千円)
(支出319,544千円)

決

議

市民協働による財政健全化への取り組みを求める決議

国の財政悪化と三位一体改革のあおりを受け、地方自治体の財政も急激な歳入不足により、その多くが財政の危機的状況を迎えている。

このことは、本市においても例外ではなく、財政健全化計画の随時見直しと行政改革の推進を行っており、議会としても、その計画の円滑な遂行を願うとともに、議会自らも、2期連続での定数削減、政務調査費の減額、議長専用公用車の廃止など、積極的に取り組んできたところである。

財政健全化の推進は市長をはじめとする行政当局と議会、そして最も影響を受ける市民の理解と協力が不可欠である。今の国政を見ると、国民の政治に対する不満は正にその表れであり、説明責任の放棄と決定事項の一方的な押しつけによるものではないか。地方議会は市民に最も近い立場で政治を行う立場にあり、行政の施策遂行における市民に対する説明責任を監視し、併せて議案に対する議決の責任を負うものである。

さて、今回提案された使用料改正の議案は、「大村市財政健全化計画」にそって、昨年12月議会での全員協議会に出された「歳入確保対策基本方針」に基づき提案されたものであるが、財政健全化はその影響を受ける市民の理解と協力の上に成り立つという大前提が忘れ去られ、正に行政と議会とで一方的に決定し、決定事項を市民に頭から押しつけるという不誠実な提案の仕方と受け止めざるをえないものである。

具体的には市民プールをはじめとする体育施設、勤労者センター、市民会館、体育文化センターなど、これらの施設は市民の健康増進や文化の向上を図るため、定期的な市民の利用、あるいは指定管理者として地域に管理を委ねているものなど、市民との関わりの深い施設であり、利用者団体や地域住民へ説明を行い、理解と協力が必要と考える。

我々議会としては、行財政改革を推進していくことは当然の責務であり、財政健全化の中で、料金改定も必要であるということは十二分に理解している。

よって、今回、議案否決した使用料値上げについては、本市の逼迫した財政状況を市民に十分理解していただき、市民協働による財

政健全化の遂行を基本として、施設使用料の料金体系の根本的な見直しと、利用団体等をはじめとする市民との十分な協議を行った上で、再度、提案されることを要望する。

以上、決議する。

平成20年6月23日

大村市議会

歳入確保対策基本方針とは

今回の使用料値上げの条例案の基本となったのが大村市歳入確保対策基本方針です。その概要についてご紹介します。今回の使用料値上げの条例案は「歳入確保対策基本方針」の3本柱のひとつ「使用料の適正化」に基づいており、その基本指針として

- (1) 受益者負担の原則の徹底
- (2) 使用料算定方法の明確化
- (3) 施設の性質別分類と負担割合の整理
- (4) 減免基準の整理と統一化

を掲げています。

維持管理費を原価として使用面積などで算出された金額に施設の性質による負担割合を乗じるなどして算定されています。

大村市役所ホームページでもご覧になれます。

【問い合わせ】

財政課(内線280)